

平成28年瑞穂町教育委員会第3回定例会 会議録

平成28年3月24日瑞穂町教育委員会第3回定例会が瑞穂ビューパーク・スカイホールに招集された。

1 出席委員は、次のとおりである。

1番 関谷 忠 君 ・ 2番 戸田 祐佳 君 ・ 3番 森田 義男 君 ・ 4番 鳥海 俊身 君
5番 滝澤 福一 君

1 欠席委員は、次のとおりである。

なし。

1 説明のため出席した者の職氏名は、次のとおりである。

教育長（再掲） 鳥海 俊身 君 ・ 教育部長 福井 啓文 君 ・ 教育課長 吉野 久 君 ・ 指導課長 加藤 進 君
社会教育課長 峯岸 清 君 ・ 図書館長 宮坂 勝利 君 ・ 指導課統括指導主事 山縣 弘典 君
庶務係長（事務局） 鳥海 仁 君

1 本日の傍聴者 なし

1 本日の議事日程は、次のとおりである。

日程第1 会議録署名委員の指名

日程第2 委員長・教育長 業務報告

日程第3 議案第7号 平成28年度瑞穂町立学校教育課程編成について

日程第4 議案第8号 瑞穂町教育委員会教育長に対する事務委任規則等の一部を改正する規則

- 日程第5 議案第9号 瑞穂町立学校理科観察実験支援員配置事業実施要綱
- 日程第6 議案第10号 教育相談室専任相談員の任命について
- 日程第7 議案第11号 瑞穂町青少年委員の委嘱について
- 日程第8 議案第12号 瑞穂町スポーツ推進委員の委嘱について
- 日程第9 議案第13号 瑞穂町文化財保護審議会委員の委嘱について
- 日程第10 報告事項1 平成28年度 教育委員学校訪問の実施について（案）
- 日程第11 報告事項2 瑞穂町教育委員会事務局職員の人事異動について

開会 午前9時00分

滝澤委員長 おはようございます。定刻になりましたので会議を始めさせていただきます。ただいまの出席委員は、5名であります。定足数に達しておりますので、これより平成28年瑞穂町教育委員会第3回定例会を開催いたします。ただちに本会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

滝澤委員長 日程第1、会議録署名委員の指名を行います。会議録署名委員は、会議規則第28条の規定により委員長において、1番、関谷委員を指名いたします。

滝澤委員長 日程第2、委員長・教育長業務報告を行います。初めに教育長より報告をお願いいたします。

鳥海教育長 お手元に配付してあります資料のとおりでございます。

滝澤委員長 委員長の業務報告につきましても、別紙記載のとおりです。

滝澤委員長 今までの報告で何かご質問はございませんでしょうか。

滝澤委員長 ご質問もないようですので、以上で業務報告は終了いたします。

滝澤委員長 日程第3、議案第7号、平成28年度瑞穂町立学校教育課程編成について、を議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

鳥海教育長 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第50条及び同規則第72条並びに学習指導要領（平成20年3月刻示）の規定により、本案を提出するものであります。

詳細につきましては、担当者より説明させます。

指導課長 説明いたします。皆様のお手元に各学校の教育課程が配付されていると思われまます。平成28年度瑞穂町立学校教育課程編成につきましては、教育課程編成に向けての基本的な考え方に基づき、各学校の実態にあわせて編成をしてあります。小学校の第1表と第2表、そして中学校の場合は、第1表から第3表までが基本的な考え方を示してあります。またどの項目に該当するかは、それぞれ番号をふってあります。今回の教育課程の編成に際しましては、瑞穂町の基本的な考え方を受け、少しでも各学校の独自性を出すように指導しています。なお、内容につきましては事前に、山縣統括指導主事と辻指導主事が各学校に確認および指導をしています。教育課程をご覧の上、ご意見等ありましたらお願いいたします。

説明は以上でございます。

滝澤委員長 以上で説明が終わりました。これより質疑に入ります。何かご質疑はございませんでしょうか。

戸田委員 部活動の件で、新たに町では部活動の方針を作成したとお聞きしたのですが、瑞中でははっきりと方向性が見える内容になっているのですが、二中の内容にはそういったものが見受けられなかったのですが、載せてもらった方が良いのかと思いましたので、それについてご説明をいただければ。

指導課長 部活動に関しましては、基本的な方針については各学校で決めていただくことにしています。また、教育課程そのものには載せていませんけれども、4月の段階で各中学校で部活の基本方針を決めていただき、教育委員会へ書面で提出の形をとります。ですので、敢えて教育課程に掲載することまでは指導をしていません。

滝澤委員長 よろしいでしょうか。他にご質問もないようですので終結いたします。これより議案第7号に対する討論を行います。討論ございますでしょうか。

(「討論なし」の声)

討論なしと認めます。それではお諮りいたします。議案第7号を、原案どおり決定することにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし。」の発言)

滝澤委員長 ご異議なしと認め、議案第7号は原案どおり可決されました。

滝澤委員長 つづきまして、日程第4、議案第8号、瑞穂町教育委員会教育長に対する事務委任規則等の一部を改正する規則について、を議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

鳥海教育長 行政不服審査法の改正に伴い、規則中の文言を改める必要があるため、本案を提出するものです。附則といたしまして、この規則は平成28年4月1日から施行するものです。以上、提案理由の説明といたします。

滝澤委員長 以上で説明が終わりました。これより質疑に入ります。何かご質疑はございませんでしょうか。

よろしいでしょうか。他にご質問もないようですので終結いたします。これより議案第8号に対する討論を行います。討論ございますでしょうか。

(「討論なし」の声)

討論なしと認めます。それではお諮りいたします。議案第8号を、原案どおり決定することにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし。」の発言)

滝澤委員長 ご異議なしと認め、議案第8号は原案どおり可決されました。

滝澤委員長 つづきまして、日程第5、議案第9号、瑞穂町立学校理科観察実験支援員配置事業実施要綱について、を議題

といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

鳥海教育長 瑞穂町立学校理科観察実験支援員配置事業を実施するにあたり、要綱の全部を改正する必要があるため、本案を提出するものです。詳細につきましては、担当者より説明させます。

指導課長 議案第9号、瑞穂町立学校理科観察実験支援員配置事業実施要綱について、ご説明いたします。

平成27年度まで瑞穂町小学校理科観察実験支援員配置事業実施要綱（平成21年教育委員会 告示第5号）に基づきまして、小学校に理科支援員を配置してきました。これまでは小学校のみに理科支援員を配置してきましたが、平成28年度は瑞穂中学校が理科支援員の配置を希望しているため、中学校にも理科支援員を配置できるように瑞穂町小学校理科観察実験支援員配置事業実施要綱を全部改正するものです。

実施要綱をご覧いただければと思います。第1条は、この要綱の目的を定めています。第2条および第3条は、支援員の配置および職務について定めています。第4条は、支援員の配置を希望する場合の手続きについて定めるものです。第5条は支援員の募集、配置等の事務に関し、教育委員会と学校の連携について定めるものです。第6条、第7条は、配置事業の実施にあたり、配置校に管理責任者を置くことや安全管理について定めるものです。第8条は、この要綱に定めるもののほか配置事業に必要なものは、教育長が別に定めることを規定するものです。附則はこの告示の施行日を定めるものです。以上説明とさせていただきます。

滝澤委員長 以上で説明が終わりました。これより質疑に入ります。何かご質疑はございませんでしょうか。

戸田委員 支援員は学校が希望するときにと定められているのですが、学校教育の充実を図る上では、希望が無くても全校に配置するというお考えは無理なのでしょうか。

指導課長 あくまでも学校の希望に沿って東京都へ申請をして許可をいただきます。また、瑞穂町の場合は、平成28年度は第四小学校、第五小学校、瑞穂中学校が希望を出しています。学校によっては、理科推進教員が配置されていたり、CSTいわゆる理科の教育を推進するための研修を受けた教員が配置されたりしていますので、そういっ

た学校は敢えて配置はされていません。あくまで学校の希望で配置をする考えです。

森田委員 支援員としてふさわしい方の登録などは行っているのでしょうか。町内に相当企業がありますし、企業に対する呼びかけですとか、そういったものはいかがでしょうか。

指導課長 基本的にはこういった事業がありますということの募集等はしています。学校等が決める場合もありますし、なかなか人材が見つからない場合は、教育委員会が呼びかけをしばがら人材等を探しています。

滝澤委員長 よろしいでしょうか。他にご質問もないようですので終結いたします。これより議案第9号に対する討論を行います。討論ございますでしょうか。

(「討論なし」の声)

討論なしと認めます。それではお諮りいたします。議案第9号を、原案どおり決定することにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし。」の発言)

滝澤委員長 ご異議なしと認め、議案第9号は原案どおり可決されました。

滝澤委員長 つづきまして、日程第6、議案第10号、教育相談室専任相談員の任命について、を議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

鳥海教育長 瑞穂町教育相談室設置規則第3条第3項の規定に基づき、次のものを任命したいので本案を提出するものです。1枚おめくりください。氏名、成瀬 崇。裏面をご覧ください。氏名、奥山 房江。右側をご覧ください。岩田 智美。裏面をご覧ください。古屋 善生。右側をご覧ください。深宮 郁織。裏面をご覧ください。高坂 祐希。右側をご覧ください。菅原 郁香。生年月日、住所、略歴は記載の通りです。なお、任期につきましては、平成28年4月1日から平成29年3月31日までです。以上説明となります。

滝澤委員長 以上で説明が終わりました。これより質疑に入ります。何かご質疑はございませんでしょうか。

関谷委員 相談員の身分的なものですが、臨時職員であり、1年契約となるのでしょうか。

指導課長 嘱託員という身分になります。

関谷委員 入れ替えが激しいような気がするんです。この町に長くいてもらいたいような臨床心理士が身分の保証がないので、どんどん次に行ってしまうようなことがありますと残念なことです。嘱託でなく採用できる制度があるといいなと思います。

鳥海教育長 町としては、教育委員会部局も含めて、定員管理を非常に厳しくしなければならない状況になっています。都を通じて国からの締め付けがかなり厳しいものとなっています。正規職員を増やすことには抵抗があるわけです。そのため、嘱託員や臨時職員に頼らざるを得ないのが実情かなと思っております。教育相談員につきましては専門性もありますので嘱託員としての身分になりますけれども、なお、もう少し専門性の低い職種につきましては、臨時職員としての扱いとなります。臨時職員はほとんど時間給となりますけれども、この嘱託員については専門性が高いということもあり、それなりの承認をしています。なかなか正規職員としての身分となりますと、難しいと考えます。

関谷委員 こういう時代なので、メンタル面で課題を抱えている児童・生徒が年々増えている実情で、こういう臨床心理士、修士課程まで出てなっている方たちが、将来の雇用不安を抱えているようではいけないのではないかと思うんですよ。市によってはそういう費用を出して専門的に抱えている話も聞いていますので、瑞穂でもすべての方を抱えるのは無理かもしれませんが、継続的に心の病を聞いてあげることや相談にのることをする立場の人が常勤してくれると良いかなと思っています。今後の課題だと思います。

森田委員 関連しまして、1年契約でやっていると思うのですが、再契約など区切りはあるのですか。

指導課長 教育相談員に関しましては最高5年ということで契約を進めています。基本的には応募いただいた方全員に面接をしています。その面接をした上で決定をしています。

森田委員 5年間ということですがけれども、1年、2年…5年とやっていった時に報酬は同じなのでしょうか。あるいは少しずつ報酬が上がるのでしょうか。

指導課長 報酬に関しましては変化はありません。

森田委員 実態としてはやむを得ないのでしょうかけれども、報酬に変化がないとなると条件の良い方へ行ってしまいう懸念が考えられます。

滝澤委員長 よろしいでしょうか。他にご質問もないようですので質疑を終結いたします。人事案件でありますので、討論を省略いたします。

それではお諮りいたします。議案第10号を、原案どおり決定することにご異議ございませんでしょうか。
〔「異議なし。」の発言〕

滝澤委員長 ご異議なしと認め、議案第10号は原案どおり可決されました。

滝澤委員長 つづきまして、日程第7、議案第11号、瑞穂町青少年委員の委嘱について、を議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

鳥海教育長 瑞穂町青少年委員が平成28年3月31日任期満了となるため、瑞穂町青少年委員の設置および委員の報酬に関する条例第3条の規定により、別紙のものを委嘱したいので本案を提出するものです。

1枚おめくりください。氏名、海老原 剛、岡部 禎子、風間 美奈、白石 渚、田中 啓夫、古川 多加、細渕 正子、成澤 藤江、根岸 修、前田 哲宏、八木 秀子、山田 敏行。住所および生年月日は記載の通りです。根岸氏以外の方は再任です。なお、任期につきましては、平成28年4月1日から平成30年3月31日までです。残り1名の枠につきましては、現在選考中です。以上説明となります。

滝澤委員長 以上で説明が終わりました。これより質疑に入ります。何かご質疑はございませんでしょうか。

滝澤委員長 よろしいでしょうか。他にご質問もないようですので質疑を終結いたします。人事案件でありますので、討論

を省略いたします。

それではお諮りいたします。議案第11号を、原案どおり決定することにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし。」の発言)

滝澤委員長 ご異議なしと認め、議案第11号は原案どおり可決されました。

滝澤委員長 つづきまして、日程第8、議案第12号、瑞穂町スポーツ推進委員の委嘱について、を議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

鳥海教育長 瑞穂町スポーツ推進委員が平成28年3月31日任期満了となるため、スポーツ基本法第32条第1項の規定により、別紙のものを委嘱したいので本案を提出するものです。

1枚おめくりください。氏名、天野 進、大屋 敬則、片倉 あけみ、小山 宏、坂本 佳子、関谷 一慶、高水 昌彦、竹嶋 一茂、土橋 賢一、中井 明、西村 元、原 幸子、深堀 豪、福井 いくみ、牧野 寿義、村田 憲一。住所および生年月日は記載の通りです。今回は全員、再任です。なお、任期につきましては、平成28年4月1日から平成30年3月31日までです。以上説明となります。

滝澤委員長 以上で説明が終わりました。これより質疑に入ります。何かご質疑はございませんでしょうか。

森田委員 3番目の方が町外の方ですが、選考の基準は、またこの方は何をやられている方でしょうか。

社会教育課長 3番の片倉あけみさんは、以前は瑞穂にお住まいでした。現在も瑞穂町で女子のソフトボールなどを熱心にされている方です。非常に熱心に活動されている方ですので、住所が変わったからといって委員を外れるということではなく、今も瑞穂で熱心に活動されていますので再任をお願いしたいと考えています。

滝澤委員長 よろしいでしょうか。他にご質問もないようですので質疑を終結いたします。人事案件でありますので、討論を省略いたします。

それではお諮りいたします。議案第12号を、原案どおり決定することにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし。」の発言)

滝澤委員長 ご異議なしと認め、議案第12号は原案どおり可決されました。

滝澤委員長 つづきまして、日程第9、議案第13号、瑞穂町文化財保護審議会委員の委嘱について、を議題といたします。
提案者より提案理由の説明を求めます。

鳥海教育長 瑞穂町文化財保護審議会委員が平成28年3月31日をもって任期が満了するため、瑞穂町文化財保護条例第41条の規定により、別紙のものを委員に委嘱したいので本案を提出するものです。

1枚おめくりください。氏名、会田 宏、池谷 功、川鍋 悦子、久保田 吉範、高橋 公江、原田 永司、平山 和治、古川 嘉男、村山 美春、渡辺 和俊。住所および生年月日は記載の通りです。会田氏、池谷氏、川鍋氏、高橋氏、原田氏、が新任です。なお、任期につきましては、平成28年4月1日から平成30年3月31日までです。以上説明となります。

滝澤委員長 以上で説明が終わりました。これより質疑に入ります。何かご質疑はございませんでしょうか。

滝澤委員長 ご質問もないようですので質疑を終結いたします。人事案件でありますので、討論を省略いたします。

それではお諮りいたします。議案第13号を、原案どおり決定することにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし。」の発言)

滝澤委員長 ご異議なしと認め、議案第13号は原案どおり可決されました。

滝澤委員長 つづきまして、日程第10、報告事項1、平成28年度 教育委員学校訪問の実施について(案)について、を議題といたします。教育長より提案理由の説明を求めます。

鳥海教育長 平成28年度 教育委員学校訪問の実施について(案)、このような形で進めていきたいと考えています。詳細につきましては、担当者より説明させます。

指導課長 1枚おめくりいただき資料をご覧ください。目的は、小・中学校の訪問を通して、学校経営や学校運営並びに

教職員、授業、施設等の状況を把握し、訪問校の課題を明確にすることで、教育委員会としての支援策を考える機会とする。さらに、学校管理職との意見交換を通して、学校経営における課題解決に向けた指導・助言を行うことを通して、指導主事の育成を図ることになります。訪問日に関しましては、第一小学校から第二中学校まで6月を予定しています。内容につきましては一部変更がございます。詳細につきましては、のちほど事務連絡会の中でご説明いたします。

滝澤委員長 以上で説明が終わりました。これより質疑に入ります。何かご質疑はございませんでしょうか。

森田委員 例年実施されるわけですがけれども、先ほどご提案ありました教育課程に基づき各学校の特色などがあるかと思えます。特徴的なものや重点的なものなどの話が聞けるとありがたいと思えます。通り一遍の説明、経営方針などに特化された場合も見受けられますので、その点を要望したいと考えます。

指導課長 その点につきましては、網羅的な説明にならないように、各学校の重点課題であったり、今困っていることなどをざっくばらんに校長のほうから皆様にご説明するよう校長連絡会を通してお伝えしていきます。

滝澤委員長 よろしいでしょうか。他に質問もないようですので、質疑を終結いたします。報告事項1を承認いたします。

滝澤委員長 つづきまして、日程第11、報告事項2、教育委員会事務局職員の人事異動について、を議題といたします。教育長より提案理由の説明を求めます。

鳥海教育長 平成28年4月1日付け、瑞穂町教育委員会事務局職員の人事異動については、別紙のとおりとなりますので報告をするものです。

滝澤委員長 以上で説明が終わりました。これより質疑に入ります。何かご質疑はございませんでしょうか。

森田委員 先ほど、氏井教育アドバイザーが辞められる話を伺いました。それ以外に辞められる方はいらっしゃるのでしょうか。具体的には校長先生を経験され、教育アドバイザーなどをされている方でそのような方はいらっしゃるのでしょうか。

指導課長 指導課に所属しています、氏井教育アドバイザーと平本教育アドバイザーが、この3月31日をもって退職となります。再任用が終了という形になります。

滝澤委員長 よろしいでしょうか。他に質問もないようですので、質疑を終結いたします。報告事項2を承認いたします。

滝泡委員長 以上をもちまして、本定例会に付議された案件は、すべて終了いたしました。これにて平成28年瑞穂町教育委員会第3回定例会を閉会いたします。

ご苦勞様でした。

閉会 午前9時34分

この会議録は、書記の記載したものであるが正確を証するためにここに署名いたします。

瑞穂町教育委員会委員長

瑞穂町教育委員会委員